

人文学及び社会科学の振興について（報告）素案

**科学技術・学術審議会
学術分科会
学術研究推進部会
人文学及び社会科学の振興に関する委員会**

平成 20 年 12 月 19 日

目 次（案）

はじめに

第一章 日本の人文学及び社会科学の課題

第一節 「研究水準」に関する課題

- (1) 独創的な研究成果の創出
- (2) 歴史や社会に根ざした研究活動の展開
- (3) 日本で創造された知への関心

第二節 「研究の細分化」に関する課題

第三節 学問と社会との関係に関する課題

- (1) 学問と社会との「対話」
- (2) 社会からの支持

第二章 人文学及び社会科学の学問的特性

第一節 対象

- (1) 「メタ知識」
- (2) 「精神価値」、「歴史時間」、「言語表現」
- (3) 「社会構造」、「社会変動」及び「社会規範」
 - ① 「社会」
 - ② 「社会構造」、「社会変動」及び「社会規範」

第二節 方法

- (1) 人文的な方法
 - ① 歴史や文化による拘束
 - ② 経験や感性の役割
 - ③ 相対化の視点
- (2) 実証的な方法
 - ① 意味解釈法
 - ② 数理的演繹法
 - ③ 統計的帰納法

第三節 成果

- (1) 「総合」による「理解」と「分析」による「説明」
- (2) 「実践的な契機」

第四節 評価

- (1) 多元的な評価軸の確保
 - ① 多元的な評価軸の確保の必要性
 - ② 評価の三類型（歴史における評価、社会における評価、アカデミズムによる評価）

(2) 学術誌の「査読」の限界

(3) 定性的な評価の重要性

第三章 人文学及び社会科学の役割・機能

第一節 学術的な役割・機能

(1) 理論的統合

①「メタ知識」の学

②諸「価値」の評価

③「人間」の研究

(2)「実践」の学

①オピニオンの形成に対する影響

②社会における「最先端」の課題への対応

第二節 社会的な役割・機能

(1) 社会的貢献

①「人間」や「文化」等の文明史的な位置付け

②専門家と市民とのコミュニケーション支援

③政策や社会における課題の解決

(2)「教養」の形成

①文化や社会の「共通規範」としての「教養」

②「教養」の文化的多様性

③諸「価値」についての判断力としての「教養」

(3)「市民」の育成

(4) 高度な「専門人」の育成

①「実学」の意味－基礎研究の成果のインテグレーション－

②人文的な素養

③研究における総合性と高度な「専門人」の育成

第四章 人文学及び社会科学の振興の方向性

第一節 「対話型」共同研究の推進

(1) 国際共同研究の推進

①基本的な考え方（「学問の対話」と「文化の対話」）

②「対話」としての「日本研究」の推進

(2) 異質な分野との「対話」としての共同研究の推進

第二節 「政策や社会の要請に応える研究」の推進

(1) 人文学及び社会科学における「政策や社会の要請に応える研究」の推進

(2)「国等が定める研究目標等の下で、優れた研究を競争的に審査、採択、実施するタイプの研究プログラム」の推進

①取り組むべき政策的、社会的課題について

②審査体制等

③研究方法

④研究成果の社会への発信や実装を行うための工夫

第三節 卓越した「学者」の養成

- (1) 基本的な考え方（「学者」としての「専門家」の要請）
- (2) 幅広い視野を醸成するための基礎訓練期間の確保の必要性
- (3) 評価の確立

第四節 研究体制、研究基盤の整備・充実

- (1) 国公立大学等を通じた共同研究体制の推進
- (2) 実証的な研究方法を用いる研究に対する支援

第五節 成果の発信

- (1) 成果を受容する「読者」の獲得
- (2) 海外に向けた成果の発信
 - ①海外への成果の発信
 - ②使用言語の多様性

第六節 研究評価の確立

- (1) 基本的な考え方
- (2) 「総合性」の「評価」
- (3) 定性的評価の評価指標

第一章 日本の人文学及び社会科学の課題

人文学及び社会科学の学問的特性や役割・機能を明らかにし、施策の方向性を示す前提として、日本の人文学及び社会科学が抱えていると思われる諸課題を三点指摘しておきたい。第一は、研究水準に関する課題、第二は、研究の細分化に関する課題、第三は、社会との関係に関する課題である。

ここでは、これらの課題に入る前提として、その背景にある歴史的な問題について、一言触れておきたい。それは、日本の近代化の過程において、欧米の「学問」を受容した際の歴史的な経緯の問題である。

日本の人文学及び社会科学には、西欧起源の人文学及び社会科学を受容・継受した、いわゆる「輸入」をしたという歴史がある。そして、その際、特に重要なことは、その時期が、欧米において「学問」が概ね専門分化を遂げた直後の十九世紀後半であったという事実である。即ち、日本が受容した欧米の人文学及び社会科学とは、知の全体としての総合性や体系性を保とうとする「学問」というよりも、専門分化を遂げた「個別科学」であったのである。おそらく、このような歴史的な経緯が、その後の日本の「学問」の在り様を規定していると考えられる。このことは、「サイエンス」の訳語として、専門分化を前提とした「科の学」としての「科学」という日本語が当てられたということにも現れていると言ってよい。

このように、専門分化を遂げた「個別科学」を受容・継受したことが、いわゆる「輸入」という性格と相まって、日本の人文学及び社会科学の展開の中で、人間、社会、歴史、文明といったものを俯瞰しつつ総合的にとらえるといった視点を確立することを結果的に阻害する要因として作用した可能性を考えることができる。この問題は、一種の歴史的な宿命と言わざるをえないものであり、いかんともしがたいものではあるが、日本の「学問」の在り方を考えるに当たり、踏まえておくことが必要な視点と考えられる。

第一節 「研究水準」に関する課題

(1) 独創的な研究成果の創出

近代化の過程で、日本が欧米の「学問」を受容したという歴史的経緯は、人文学を含む日本の「学問」の在り様を規定し、その影響は今に至るまで継続していると考えられる。その影響の結果として、欧米の学者の研究成果を学習したり紹介したりするタイプの研究が、日本において有力な研究スタイルとなってしまうっており、このことは日本の人文学及び社会科学が克服すべき大きな課題になっていると考えられる。

例えば、日本の哲学研究は、百数十年間、「西洋思想史」の研究に必死に取り組んできた。西洋の偉大な哲学のテキストについて、まず言語を学ぶことから始め、クリティークを精緻に行い、草稿、マニュスクリプトまで丁寧に読み込むことを通じて、「西洋思想史」を正確に理解するという営みを続けてきた。もちろん、このことは学問の受容という観点から重要なプロセスであり、その後の日本の哲学の展開のために重要な知の営みであったと評価することができる。ただし、問題は、それはいわば「哲学学」ではあっても「哲学」ではないというところにある。

(2) 歴史や社会に根ざした研究活動の展開

欧米の学者の研究成果の学習や紹介が中心となったという歴史的経緯のためか、日本の歴史や社会に必ずしも根ざしていないような形で研究が成立してしまっている場合もあると考えられる。

例えば、本来、「哲学」とは、社会的な言説が生成するその場所に関わって営まれる知の活動である。欧米の哲学者であれば、「自由」、「法」、「権利」といった概念が形成される社会の現場において発言し続けてきたと言ってよい。また、現在でも、社会のオピニオン形成の場であるジャーナリズムや、初等中等教育に対しても深く関わっていると言ってよい。このような観点から見ると、日本の哲学研究は、ある哲学者の思想の文献学的研究に始まり、思想史の文脈の中での位置付けを行い、そして、研究対象とした哲学者の著作の解釈を更新していくことにほとんど全てのエネルギーを注ぎ込んでいるという状態にある。また哲学教育にしても、思想史研究としての哲学研究の専門家を養成することに専ら関心があり、社会の中で活かす哲学的思想を育むという関心はあまりないように思われる。

もちろん、「受容」といっても、例えば、社会制度の近代化といった欧米と共通の課題もあり、ある程度は不可避ではあった。また、歴史や社会に根ざすと言っても、昭和の一時期「日本政治学」の試みがあったが、こうした独自性はまた別の問題を持っている。

以上を踏まえると、欧米の学問とは異なる学の伝統を保持し続けることができたのは、いわゆる「国文・国史」と言われる分野くらいかもしれない。

このように、全てに当てはまるということではないが、欧米の「受容」ということにとどまることなく、日本の人文学者や社会学者が自らが置かれた歴史や社会と直接向き合った上で学問を展開していくということが求められる段階に至っているのではなかろうか。

(3) 日本で創造された知への関心

近代化の過程で欧米の「学問」を受容する中で、明治以前において日本で創造された知に対する関心が、アカデミズムにおいても、また一般社会においても、低下しているようである。これは、ある意味、歴史のプロセスの中で日本人が自ら選びとったということになるのかもしれないが、その結果、明治以前の日本の「学問」としてのいわゆる「和学」を継承する学問領域が狭まってしまった。おそらく今では、いわゆる「国文・国史」という学問分野においてのみ生き残っているという状態になっている。

後にも触れることになるが、このことは、日本の人文学者及び社会学者が、暗黙のうちに前提としている知恵、発想、工夫といった日本における知の伝統や文脈に対して、あまり自覚的ではなかったということの意味しているのかもしれない。

第二節 「研究の細分化」に関する課題

先に述べたとおり、日本が受容した欧米の人文学及び社会科学とは、専門分化を遂げた「個別科学」であった。おそらく、このような歴史的な経緯が、その後の日本の「学問」の在り様を規定し、その影響は今日に至るまで継続しているのではないか、という指摘がある。

そもそも、人文学や社会科学に対する社会の側からの期待とは、個別的な実証研究の積み上げだけではなく、「『人間』とは何か」、「『歴史』とは何か」、「『正義』とは何か」といった文明史的な課題に対する「枠組み」の創造にある。ここで「枠組み」とは、文化集団や社会集団において共有されうるような基本的な「価値」を含んだ諸概念の体系であり、これは、歴史や社会における「対話」（又は「対話」の結果としての「選択」）を経て、そこに共通の理解を促していくという意味で、ある種の「普遍性」を獲得する潜在的な可能性を有するものと言ってよい。

しかし、一方、日本において、人文学や社会科学が、これら「枠組み」の創造という役割・機能を果たしていくためには、あまりにも研究分野や研究課題の細分化と固定化とが進みすぎてしまっているのではないかと、という指摘もある。もちろん、「新しい世界像」といった「枠組み」の創造の前提には、個別的な実証研究の積み上げが存在しており、これを着実に推進していくことも重要ではある。しかし、このような人文学や社会科学に対する期待に応えるという観点から、研究の細分化が克服され、「歴史」や「文明」を俯瞰することのできる研究への取組がなされるのが、大いに期待されている。

第三節 学問と社会との関係に関する課題

（１）学問と社会との「対話」

学術的な観点から、学問と社会との「対話」が期待されている。もちろん、法学や会計学などを典型として、社会科学を中心として、実務の専門知との交流が不可欠な分野が存在している。このような分野では、学問が社会との関係を維持していくことが、学術的な観点からきわめて重要な意味を持っていると考えられる。

ここでは、このような分野以外の分野についても、学問と社会との「対話」を積極的に促進することの必要性を提起したい。第二章でも述べるが、「輸入」という歴史的な経緯の問題もあり、学説のための学説に陥ったり、日本の現実を欧米の学説の単純な適用によって説明してしまう可能性がある。このような問題は、学問が社会との関係で、開かれたものであれば、概ね回避されると考えられる。後述するとおり、「最先端」の課題は、常にアカデミズムの側にあるのではなく、社会の側に存在しているというケースもしばしばありうる。このような観点から、学問と社会との「対話」が必要と考えられる。

（２）社会からの支持

学問が社会的存在として発展していくためには、学問が社会からの支持を得ることが必要であり、このような観点から、学問と社会との「対話」の促進が重要と考えられる。これは、第一節で述べた歴史や社会に根ざした人文学及び社会科学の必要性という学術的な意味ではない。学問が社会的存在として明確に認知され、社会から支持を得るといった社会的な意味である。

自然科学の場合であれば、産業や医療・福祉といった場を通じて、成果が換言されている

という実感を人々は得ている。これに対して、人文学及び社会科学の場合であれば、社会生活を送る上で必要な政治や経済についての理解、文化生活を送る上での歴史や芸術についての理解といった、精神面での影響を人々に与えている。これは、人文学や社会科学の成果が、主に「ソフト」という形で人々に示されているからに他ならない。ただし、自然科学も含め、学問の成果を本来的に享受するためには一定の学習が必要ではあるが、人文学や社会科学の場合には、その成果が「ソフト」として発信され、工業製品とか、農産物といった目に見える形をとっていないので、実感を得るのが難しい可能性もある。

このような意味で、人文学や社会科学にあっては、成果の発信に工夫が必要であり、大学等での教育活動や「読者」を獲得するための努力というものがかなり重要性を持っていると考えられる。

第二章 人文学及び社会科学の学問的特性

人文学及び社会科学の振興について、これまで学術全体の振興を図る中で様々な提言がなされ、また施策も講じられてきたが、それらは必ずしも人文学及び社会科学の学問的特性を十分考慮したものではなかった。このため、今後の振興施策を、より実効性のあるものとするためには、人文学及び社会科学の学問的特性を踏まえて施策を展開することが重要である。

第二章では、対象、方法、成果、評価の観点から、人文学及び社会科学の学問的特性をとらえ、第四章における施策の方向性へとつなげていくための基礎としたい。

まず、ここでは、対象、方法、成果、評価の各項目に入る前に、総論的な事項をいくつか指摘しておきたい。

第一は、人文学と社会科学との連続性である。ここでは、第二節で述べるように、人間の意図や思想を研究の対象とする人文学を、「他者」との「対話」（人文的な方法）を行う学問として考えるとともに、社会科学を「他者」との「対話」の場としての「社会」を「説明」し「理解」する学問として考えている。人文学も社会科学も「対話」を可能とする諸条件を模索している。

第二は、学問における「総合」と「分析」のバランスの確保である。ここでは、研究方法を人文的な方法と実証的な方法とに類型化している。概ね、前者が「総合」を、後者が「分析」を担っている。人文学にせよ、社会科学にせよ、学問全体として見たときには、人文的な方法と実証的な方法とが組み合わされ、学問が成立している。もちろん個々の研究では、専ら実証的な方法に基づき研究が行われているということはあるが、学問全体として見たときには、人文的な方法により形成された大きな枠組みと、これを実証するための研究とが組み合わされている。時代の変化などによって、前者が中心となる時期にもあれば、後者が中心となる時期もあるが、大きく見れば、車の両輪として学問全体を成り立たせていると考えてよい。

第三は、人文学にせよ社会科学にせよ、自らが依って立っている「価値」や「規範」などの歴史的、文化的な伝統に自覚的であることの必要性である。ここでは、「学者」も歴史や文化の中の存在であり、これらに拘束されているという立場を採っている。したがって、一見、科学的に見える研究であっても、その「価値的前提」が問われなければならない。

次に、この報告書で考える人文学及び社会科学について、概説をしておきたい。ここでは、研究方法の特性に着目し、人文学及び社会科学における研究が、人文的な方法と実証的な方法との組合せにより行われていることを前提とした上で、以下に見ていくように、人文学を「他者」との「対話」として、社会科学を「他者」との「対話」の場としての「社会」の「説明」と「理解」として、それぞれ位置付けている。

第一に、人文学については、これを歴史や文化による拘束への自覚を通じて獲得された相対化の視点に基づき、「他者」との「対話」を通じた「認識枠組み」の「共有」という意味での「普遍性」獲得へのプロセスと位置付けている。おそらく、このような一種の「総合」に向けた方法的営為故に、人文学が、諸学における個別的な知の探究の前提となる「知の足場」となりうると言いうるのではなからうか。このような意味で、人文学は諸学を基礎付け

ていると考えている。

第二に、社会科学については、これを「他者」との「対話」の場としての「社会」（「関係性」の束）の「説明」と「理解」への試みと位置付けている。ここで「説明」とは、主に実証的な方法に基づいた「事実」としての「関係性」の提示であり、「理解」とは主に人文的な方法に基づいた「関係性」の認識のための「枠組み」の創造を意味している。

第一節 対象

人文学は人間の精神や文化を主な研究対象とする学問であり、社会科学は人間集団や社会の在り方を主な研究対象とする学問である。ここでは、個々の研究対象の検討に入る前に、総論として二点を指摘しておきたい。

第一に、人文学及び社会科学の研究対象は、人間によって作られたものであって、自然に存在しているものではないということを確認しておきたい。このため、研究対象に関する「知識」が、純粹で客観的な「知識」として成立するというものではなく、歴史的、文化的な制約を受けながら、特定の歴史的、文化的な枠組みの中で生みだされた「知識」であることに留意しなければならない。もちろん、「社会」は、いったん成立してしまえば、「第二の自然」としての様相を呈し始める。また、複数の人間が一定の場に存在すればそこに「社会」が成立するという考え方もある。しかし、自然科学における研究対象としての「自然」と比較した場合に、そこに人間の「作為」が作用する蓋然性は高い。

第二に、人文学においては、哲学や思想といった「価値」それ自体が研究対象となるとともに、社会科学においても、社会を構成する人々や集団の意図や思想といった「価値」に関わる問題を取り扱っている。このように、「価値」の問題とかかわりが比較的少ない自然科学と比較して、ある面でより複雑な研究対象を取り扱っているということが出来る。

さらに、社会科学が研究対象としている社会現象については、その構成主体である人間の意思や意図によって、現象自体が変化するという性質を持っている。いわゆる「法則破り」とか、「予言の自己成就」とか、「アナウンス効果」などが典型例である。このため、人間の行動のみならず、行動の背後にある意思、価値判断等について研究の対象としなければならない。即ち、社会科学では、構成主体の行動の相互作用に関する因果関係のみならず、行動の背後にある「意図」の形成に関する因果関係の解明が必要ということになる。このような意味で、社会現象を取り扱うについては、自然現象を取り扱うのとは異なる意味で複雑な問題を抱えている。

（１）「メタ知識」

哲学や論理学を中心に、人文学では「精神価値」、「歴史時間」及び「言語表現」といった「知識」に加え、自然科学や社会科学が研究対象とする諸「知識」に関する「知識」、即ち、論理や方法といったいわゆる「メタ知識」を研究対象としている。

このような観点から、人文学は、個別の研究領域や研究主題を超えて、社会科学、自然科学に至るまで、個別諸学を基礎付け、もしくは連携させるための重要な位置を占めていると考えなければならない。

(2) 「精神価値」、「歴史時間」、「言語表現」

人文学及び社会科学は、「精神価値」、「歴史時間」及び「言語表現」を研究対象としている。人文学ではそれ自体として、社会科学では、政治哲学とか、経済史といったある種の応用分野として、また哲学的アプローチとか、歴史的アプローチとかいった方法的な意味付けをもった研究対象として、これらを取り扱っている。

社会や文化が成立するに当たって、その根拠となるような「精神価値」はどこにあるのか、また、「精神価値」は自然に存在するというものではなく、「歴史時間」の中で形成されたものであることから、その歴史的な文脈はどのようにして理解されるのか、さらに、「精神価値」や「歴史時間」を表記する「言語表現」の理解はどのようになされるのか、このような問題が、人文学を中心に伝統的に取り扱われてきた。

これらの問題は、古典的な問題であると同時に、現在でも決して十分に説明や理解が得られていない重要な問題である。また、これらの問題は、諸学が「学」としての基礎付けを求められた際に、思索の深いレベルで出会う問題の一つでもある。

このような意味で、「精神価値」、「歴史時間」及び「言語表現」それ自体を研究対象としている人文学が、学問全体の展開において果たすべき役割は大きい。また、社会科学においても、これらを研究の基盤として踏まえておくことが必要である。

なお、ここで「精神価値」という言葉を用いているが、これは、これまで使用してきた「価値」とは、意味の範囲が異なっているので留意が必要である。ここで「精神価値」とは、人間の心の働きに関わる価値意識であり、思想、哲学、倫理、宗教、芸術等が対峙する「真」、「善」、「美」、「聖」などの価値である。

(3) 「社会構造」、「社会変動」及び「社会規範」

社会科学を中心に、「社会構造」（「社会制度」を含む）、「社会変動」及び「社会規範」が研究対象とされている。ここでは、振興施策を検討する行政に対して、その特性を研究方法との連関で提示する観点から、「社会構造」、「社会変動」及び「社会規範」という三概念として整理したものであり、他の整理も当然あり得ると考えている。

① 「社会」

まず、自然科学との関係からは、社会科学の研究対象としての「社会」とは、「自然」に対する「社会」であるという観点を強調しておきたい。即ち、先にも述べたように、社会科学の研究対象としての「社会」は、人間によって作られたものであって、自然に存在しているものではない。したがって、自律性を持った「第二の自然」として人間の前に立ち現れることがあるにせよ、「社会」から人間の作為性を取り除いた上で研究を行うことはありえないであろう。

また、人文学との観点からは、「社会」を「『関係性』の束」ととらえることができる。後述するとおり、人文的な方法としての「他者」との「対話」とは、即ち「関係性」であり、「社会」とは、そのような「他者」との「対話」の場としての「『関係性』の束」なのである。

②「社会構造」、「社会変動」及び「社会規範」

さらに、「社会構造」、「社会変動」及び「社会規範」について説明をしたい。

第一に、「社会構造」とは、社会を構成している諸要素（役割、社会制度、社会集団、地域社会、国家等）の恒常的又は非恒常的な結びつきを意味している。ここで、結びつきとは「関係性」であり、「関係性」はより幅広い「関係性」に包摂されている。

恒常的な結びつきとしては、例えば、「父親」や「母親」という役割と「子供」という役割の結びつきは、一般に恒常的な「親子関係」であり、これは「家族」という社会制度として、より幅広い「関係性」に包摂されている。また、「国家」と「国家」の恒常的な結びつきとは、「国際関係」であり、これは「国際社会」に包摂されている。

非恒常的な結びつきとしては、例えば、「売り手」と「買い手」という役割の結びつきは一時的なものであり、「市場」という社会制度に包摂されている。「選挙権者」と「公職の候補者」という役割の結びつきは、「選挙制度」という社会制度に包摂されている。

なお、「社会構造」の一部としての「社会制度」については、法学や政治学等において、伝統的に大きな学問領域を占めている。

第二に、「社会変動」とは、「社会構造」の変動を意味している。人文学における「歴史時間」と重複するが、観点が異なる。「社会変動」とは、モデルとして措定された「社会構造」の変化としてとらえられるものであり、多くの場合、社会学者は、現在と未来に対する実践的な問題意識から出発しているので、例えば、「近代産業社会」の社会構造の変動をとらえる場合には、それ以前の構造がどのようなものであり、それは今後どのような方向に向かっていくのかという問題意識からとらえられている。

第三に、「社会規範」とは、「社会構造」や「社会変動」の前提にある意図や思想といった社会集団の「価値」に関わるものである。人文学及び社会科学の学問領域は、人間の行動や社会の構造、変動について、問題設定や目的そのものが一義的に与えられるものではなく、問題設定や目的自体をめぐって、思考が繰り返されるような学問領域である。客観的な知識を獲得し、それをテクニカルに適用すればよいという学問領域ではない。

第二節 方法

人文学及び社会科学は、自然科学のように客観的な「証拠」に基づき「真実」を明らかにするというよりは、「論拠」を示すことにより「真実らしさ」を明らかにすることを目指すものである。一見科学的に見える方法でも、どれだけ多くの人が「真実らしい」と考えられるかという「説得性」に依拠していると言ってよい。

人間や社会の在り方を把握するためには、人間の意図や思想といった「価値」に関わる問題を避けて通ることはできないことから、人文学及び社会科学の研究を進めるに当たっては、実証的な方法による「事実」への接近の努力とともに、研究者の見識や価値判断を通じた「意味づけ」を行うことが不可欠である。

以上を踏まえ、人文学及び社会科学の研究方法の特性を考えると、言葉による意味づけや解釈という研究者の見識や価値判断を前提とした人文的な方法と、人間の行動や社会現象などの外形的、客観的な測定を行う実証的な方法とが併存することになる。

ここでは、このような基本的な考え方を前提としつつ、人文学及び社会科学の研究方法を人文的な方法と実証的な方法の大きく二つの類型に分けた上で、それぞれ分析する。ただし、ここで留意しておきたいことは、実際の研究においては、これらの方法が組み合わされているということ、そして、組み合わされているということの自覚が、人文学及び社会科学全体の振興にとって意味があるということである。

即ち、伝統的な学問観では、人文学及び社会科学の研究方法上の特性は、①定量的に計測するというよりは、定性的に記述する学問であること、②外形的、客観的な事実を明らかにするというよりは、解釈を通じた意味づけの学問であること、③研究対象に再現可能性がないという意味で、非実験系の学問であるということが、しばしば言われる。

しかし、他方、人文学及び社会科学においても、実証的な研究方法を積極的に活用すべきという考え方がある。この立場からは、自然科学と人文学及び社会科学との差異は質的なものではなく、量的なものであり、人文学及び社会科学においても、①統計的な方法、②実験的な方法、③フィールド研究等のいわゆる実証的なアプローチに基づいてなされることが望ましいということになる。

ここでは、実証的な研究方法による「事実」への接近の努力とともに、研究が、一見実証的な研究方法のみによって成り立っているように見えても、そこには「価値的な前提」があり、この意味で、人文的な方法というものに自覚的であることが求められるという考え方に立っている。

なお、研究方法上の特性を比較的詳しく記述しているのは、人文学及び社会科学の振興のための施策の検討に当たって、研究方法上の特性の理解がかなり重要であると考えられるからである。特に、第四章で述べるとおり、実証的な方法を用いる研究に対する支援という側面、そして、政策や社会の要請に応えるタイプの研究の振興に当たって、人文的な方法への考慮というものが必要となる。

(1) 人文的な方法

人文的な方法とは、相対化の視点を前提とした「総合」である。ここでは、それを「他者」との「対話」を通じた「普遍性」の獲得という研究のプロセスに即して説明する。

①歴史や文化による拘束

第一節で述べたように、人文学及び社会科学の研究対象は、「精神価値」であれ、「社会構造」であれ、人間によって作られたものであって、自然に存在しているものではない。即ち、人文学及び社会科学は、人間と無関係に存在するものを取り扱うのではなく、歴史や文化の中で人間が作りだしてきたものを取り扱っている。このため、人文学及び社会科学における「知識」とは、純粹で客観的な「知識」として成立するのではなく、歴史的、文化的な制約を受けつつ、特定の歴史的、文化的な枠組みの中で生みだされた「知識」であることに留意する必要がある。

ここでは、さらに重要なこととして、人文学者や社会学者自身もまた、歴史や文化に拘束され、依存した存在として、特定の歴史や文化の内に存在しているということを指摘したい。即ち、人文学者や社会学者は、自らも歴史に参画する者として歴史を解釈し、文化の内に存在する者として思想や哲学を構築し、社会に参加する者として社会を分析せざるをえないのである。換言すれば、世界の内にあって世界を語ることの困難性を人文学や社会科学は抱えているのである。

なお、このような観点を踏まえると、日本の学問の伝統や歴史に由来する知恵、発想といったものが、日本の人文学者や社会科学の思考や感性の前提となっているということにも、自覚的であることが必要と考えられる。

②経験や感性の役割

人文学者や社会学者が歴史や文化に拘束された存在であるとすれば、歴史や文化の中で培われた「経験」や「感性」、あるいは思考の構えとでもいったものが、研究の過程において大きな役割を果たすことが予想される。

例えば、文学研究であれば、一般化された批評理論の適用によるテキスト読解という、ある意味、科学的な研究方法に対して、人文学者自身の「体験」や「想像力」を、テキスト、特に「古典」の読解を通じて普遍化していくという伝統的な研究方法が、依然として重要であることに変わりはない。それは、研究対象であるテキストとは異なる「価値」を体現した人文学者自身の「思考の構え」や「感性」といったものが、自然科学的に言えば研究装置として、人文学的に言えば「対話」の契機として、機能しているからに他ならない。

③相対化の視点

人文学者や社会学者は、自分自身が歴史や文化に拘束された存在であることを自覚した刹那、自らが依って立つ「価値」の相対性に気付かされることになる。この結果、人文学や社会科学における研究のプロセスにおいては、研究対象となる歴史や文化を「他者」としてとらえること、即ち、相対化の視点を前提とせざるをえない。

例えば、文化人類学であれば、単にある異文化の社会を観察したり、自文化の立場から評

価値するのではなく、逆に、異質な社会の調査を通じて、自分自身が帰属する社会や文化の「価値」とは異なる「価値」を学ぶ行為となる。また、同じ文脈で言えば、歴史学は単に過去の社会や文化を観察し、現在の視点から評価するのではなく、過去に学ぶ行為となる。

また、日本の法学の特徴として各国の法を相対化する視点が顕著である。このことは、フランス法、ドイツ法、英米法といった諸国の法を継受するという日本における法の歴史の中で、日本の法学に培われた視点である。このような特徴は、開発途上国における法整備支援などの場面で、日本の法学者や実務家が一方的に日本法の継受を求めるのではなく、相手国の国情などを踏まえた支援を行うという態度や姿勢によく現れている。

④「他者」との「対話」

相対化の視点とは「他者」との「対話」の契機となり、「他者」との「対話」を通じて、人文学者や社会学者は自分自身の思考の構えや感性を練り直すことができる。また、「他者」との「対話」という知的営為は、単に、学者個人の問題にとどまらず、古今東西の様々な歴史や文化が前提としている諸「価値」を学ぶことを通じて、自分自身はもとより、自分自身が帰属している社会集団、文化集団が前提としている諸「価値」を相対化するとともに、他の社会集団、文化集団が前提としている諸「価値」を抽出した上で、両者を比較考量するための高次の「認識枠組み」を構築し、これを用いて異なる社会集団、文化集団の諸「価値」を練り直していくことを可能としてきたのである。

このような「他者」との「対話」という人文的な方法は、ある「価値」を前提として、その「価値」に基づいて物事の真偽、優劣を判断していくのではなく、その「価値」そのものが本当に正しいのかを他の「価値」との比較考量の過程で吟味し、判断していくという、知的判断、道徳的判断、美的判断を総合した判断であると言ってよい。そして、このような人文的な方法を踏まえると、人文学や社会科学は、「他者」との「対話」を通じた自他の「認識枠組み」の共有の契機を含むものであるとともに、そのような「対話」を通じた「認識枠組み」の共有により、「共通性」としての「普遍性」を獲得できる可能性をも含むものであることを意味している。また、このような「認識枠組み」の共有の結果、より普遍的な「認識枠組み」が形成され、文化集団や社会集団において共有されうるような基本的「価値」を含んだ諸概念の体系として、異なる「歴史」や「文明」の通文化的基盤（例えば「教養」）となることも想定されるのである。

なお、第三章において述べるとおり、このような意味で、人文的な方法を中心とした人文学は、諸学を基礎付けるとともに、「共通規範」としての「教養」の形成に資するという役割・機能を果たすことになるのである。

（２）実証的な方法

研究の対象となるリアリティーの性質に応じて、意味解釈法、統計的帰納法、数理的演繹法という研究方法に関する三つの類型が存在しており、それぞれの方法が相互に補い合って初めて、全体としてのリアリティーを明らかにすることができる。

ここでは、三つの類型について定義を行った上で、それぞれの研究方法の中で、特に支援が必要と考えられる研究方法を例示したい。

①意味解釈法

意味解釈法とは、リアリティーを把握するに際し、個別の事例を採りあげ、その意味解釈により、個別の事例にひそむ物事の本質をとりだす研究方法である。物事の本質は、それを単にあるがままに記述することによって説明されるのではなく、個性的な意義のあるものを普遍的な連関の中に整序することによって説明される。

具体的には、文化人類学や都市社会学等におけるフィールドワークを通じて作成されたエスノグラフィー、モノグラフィーにおいて抽出される「『意味の構造』の記述」や、歴史学や文化研究等における文献等の意味体験の解釈を通じて了解されうる「『存在』の記述」がこれに当たる。

②数理的演繹法

数学的論理を用いることにより、特定の時間・空間を超えて成り立つ普遍的なリアリティーを認識しようとする方法である。仮説認識から数理（演繹）によって導かれた命題が経験をよく説明し、他の経験的事実によって反証されない限り受容される方法である。数理社会学や数理経済学の方法である。

また、近年、社会科学においても、研究対象となる手段や組織の構造や機能に関する操作的なモデルを作成し、それをコンピュータ上のプログラムなどの方法で動かし、その挙動を観察して解を導き出したり、特徴を知ったりしようとする一種の思考実験としての「コンピュータ・シミュレーション」の手法も一部で採られている。

③統計的帰納法

統計的帰納法とは、体系的データを収集し、分析することにより、社会の具体的な状態や経験則を取り出すリアリティー認識の方法である。社会調査データを集計したり、統計解析することにより、リアリティーを検証可能なものとして捉える。データを図表に表したり、クロス表分析、相関分析、多変量解析などを行う計量分析がこの方法を代表する。

なお、近年、社会科学において実験的な研究方法によりデータを収集し、これを分析するという方法も一部で採られるようになってきている。

第三節 成果

第三節では、人文学及び社会科学の成果について検討するに当たり重要と思われる二つの観点を指摘することとする。

第一は、人文学及び社会科学が「分析」の学問であると同時に、「総合」の学問であるということである。そして、このような観点から、「説明」と「理解」という二つの類型があることを確認しつつ、後者、即ち、「総合」や「理解」というものが、特に社会の側から成果をとらえた場合に意味を持つことを指摘したい。

第二は、人文学及び社会科学の成果には、「実践的な契機」が内包されているということである。学者の側が意図するにせよ、しないにせよ、歴史や社会との相互作用を通じて、これらを変革していく潜在的な力が内包されていることに留意が必要である。

(1) 「総合」による「理解」と「分析」による「説明」

ここでは、人文学及び社会科学の成果を、研究対象である歴史事象や社会現象の「説明」と、その意味づけとしての「理解」という二つに類型化したい。前者は、自然科学と同様、主に実証的な方法を通じた研究対象の「分析」により獲得される個別的で客観的な知識であるのに対して、後者は、「対話」を通じた「総合」により得られる「認識枠組み」を意味している。

「分析」による「説明」は、概ね実証的な方法に基づき、特定の専門分野の独自のコード（ディシプリン）の内部で行われるいわゆる「研究」である。これに対して、「総合」による「理解」は、実証的な方法に基づき得られた各専門分野の成果を活用しながら、特定の専門分野のコードを越えて行われる知の営みであり、おそらく「学問」と呼ばれるような行為である。

専門分野というシステムは、独自のコード（ディシプリン）による内部のコミュニケーションにより、他のシステムからの独立性を確保している。細分化が顕著に進行した現在の知の状況では、コード間のコミュニケーションがきわめて困難であることは間違いない。このため、「分析」による「説明」は専門家による専門家向けの「研究」としての側面、「総合」による「理解」は知識人が歴史や社会に問う「学問」としての側面を、それぞれ有することが予想される。

このような成果の特性を踏まえると、今後、人文学及び社会科学の振興のための施策の検討に当たっては、専門家同士では、「分析」や「説明」といった側面が、社会との関係で成果を考えた場合には、「総合」や「理解」という側面が、それぞれ意味を持つことを認識しておかなければならない。特に、次節の評価や、第四章の「学者」の養成の問題に関係をしており、留意しておくことが必要である。

まず、評価の観点からは、「総合」としての成果は、著作物として発信し、「分析」としての成果は、学術誌における論文として発信することがそれぞれ適切と考えられる。そして、「分析」としての成果の評価は、それが特定の専門分野内の独自のコードに基づく内部の基準で行われ、「総合」としての成果の評価は、歴史や社会における選択により行われているものと考えられる。

次に、「学者」の養成の観点からは、この類型は、概ね「学者」と「研究者」の類型に対

応しているものと考えられる。経験的にも、研究業績を出した人と優れた「学者」と呼ばれる人とは、往々にしてタイプが異なっているようである。「研究者」として優れていることと、「学者」として優れていることとは、別のことと考えられる。

(2) 「実践的な契機」

「説明」にせよ「理解」にせよ、人文学及び社会科学の成果は、政治や経済に対する社会の見解の形成に一定の影響を与えている。それは、人間観や歴史観といった文明史的なレベルでの影響の場合もあれば、政策や社会の在り方に対するオピニオンの形成といったレベルでの影響の場合もある。即ち、歴史や社会の変革という「実践的な契機」が含まれている場合があるのである。ただし、ここで言う「実践的な契機」とは、明確な実践の意図があるという意味ではなく、結果的に歴史や社会に対して影響や効果を与える要素という意味である。後で歴史を振り返った時に初めて分かるという性質のものである。

例えば、「デモクラシー」概念に関して、比較的肯定的な評価を与えたトックヴィルの「アメリカにおけるデモクラシー」には、その後の欧米社会において「デモクラシー」概念が積極的な価値を持って理解されるような「実践的な契機」が含まれていたと考えられる。また、かつて、政党や政治家と官僚制との関係についての実証分析を行った「族議員」の研究があったが、これは、政治や官僚制に対する社会の見解に刺激を与え、結果的に社会における政治像の形成に影響を与えている。実践的なものを直接意図しなくとも、ある種の実践的な帰結を伴うことがあるのである。

このように、人文学及び社会科学の成果には、「実践的な契機」が内包されていることが往々にしてあるのであるが、ここで、もう一つ重要なことを指摘しておきたい。それは、人文学や社会科学においては、成果が社会還元直結するのでは必ずしもなく、成果が歴史や社会における選択を経て、受容されたり、拒絶されたりするという成果の展開のプロセスである。しかも、その際、歴史や社会の選択は一度だけというものではなく、歴史や社会の変化により、受容と拒絶とが何度も繰り返されるというところにある。即ち、成果を活用するか否かの意思決定は、社会を構成する人々が歴史のプロセスにおいて行うものであり、人々は成果として示された人間や社会のあり方とは異なる選択をし、行動を採ることもできるのである。このような意味で、人文学や社会科学の成果は、「唯一の真理」ではなく、「選択肢の一つ」として社会に提示されていると言うことができる。これは、人文学や社会科学の成果は「相対的な真理」でしかなく、「唯一の真理」を提示できる自然科学に劣るということの意味していない。これは、主に人々の意図や思想を取り扱うという対象や方法をめぐる学問の特性に起因する相違であり、優劣ではないということを確認しておく必要がある。今後、行政において人文学や社会科学の振興のための施策を検討するに当たっては、このような特性を踏まえ、中・長期的な視野に立った取組みが期待される。

なお、第一章の「歴史や社会に根ざした研究活動の展開」で指摘した日本の人文学及び社会科学が抱える課題との関連では、欧米の学説等を受容する段階で、欧米の社会の文脈において意味を持っていた「実践的な契機」が形式化してしまっている可能性がある。即ち、このような場合には、学説等に含まれている「実践的な契機」が日本社会との文脈とは無関係に発動されたり、逆に、「実践的な契機」が消滅してしまい、学説のための学説になってし

まうことが考えられる。

第四節 評価

人文学及び社会科学における「評価」を考えるに当たっては、これまで述べてきた学問的特性を踏まえるとともに、産業技術への応用を目指した工学分野における「評価」との相違を念頭に、いくつか留意しておくべき事項がある。第一は、学問の特性に起因する多元的な評価軸の確保の必要性、第二、いわゆる学術誌の査読の限界の認識の必要性、第三は、定性的な評価の重要性である。人文学及び社会科学における「評価」システムを構想するに当たっては、学問の発展を妨げないためにも、これらを踏まえることが期待される。

(1) 多元的な評価軸の確保

①多元的な評価軸の確保の必要性

人文学及び社会科学における「評価」については、自然科学における「評価」よりも幅広い観点から行われることが肝要である。これは、研究対象や研究方法の特性において指摘したとおり、人文学や社会科学における知の在り方には、事実の「発見」や「説明」といった在り方にとどまらず、「理解」や「対話」といった方法を通じた「枠組み」の構築という在り方をも含むものであるからである。この結果、「評価」に当たっては、事実のレベルだけではなく、意味や価値のレベルでの「評価」という問題が存在することになる。

おそらく、事実の「発見」や「説明」ということであれば、手続きの適切性の確保といった観点や、当該分野における過去の研究蓄積に対して新たに何を付加することができたのかといったアカデミックな観点からの評価になると考えられる。しかし、「理解」や「対話」といった方法を通じた「枠組み」の構築というような場合には、アカデミズムからの評価だけではなく、「理解」や「対話」の相手方でもある社会や歴史における評価というものが本質的な意味を持つと言ってよい。つまり、人文学や社会科学の研究は、現実の社会や生きた歴史の場において、そこに存在する多様な意味や価値にさらされ続けている。これは、人文学や社会科学においては、現実の社会や生きた歴史の場において、総合的かつ継続的に評価が行われていることを意味するものであり、当然のことながら、そこでの評価軸は多元的なものとなるのである。

②評価の三類型（歴史における評価、社会における評価、アカデミズムによる評価）

人文学及び社会科学における「評価」類型として、ここでは三つの類型を提示したい。先に述べたとおり、第一は、「歴史における評価」、第二は、「社会における評価」であり、そして、第三は、主として専門家相互間で行われる「アカデミズムによる評価」（狭義の研究評価）である。おそらく、人文学や社会科学に対する「評価」をめぐる問題は、これらの「評価」を混同していたところにあると考えられる。施策の対象としての「評価」を考えるに当たっては、「歴史における評価」や「社会における評価」とは異なる仕組みとして、別途検

討を行うことが必要である。

以下に見るとおり、これらは、それぞれ相互に独立した基準で「評価」が行われている。しかし、究極的には、これらの「評価」の結果が一致することが理想の姿ではある。おそらく、自然科学の「評価」においては、「アカデミズムによる評価」が「社会における評価」でもあり、「歴史における評価」を形成していくことになるのであろう。ただし、人文学及び社会科学においては、その「成果」の特性は「選択肢の一つ」として歴史や社会において選択がなされているというところにある。「成果」の受容とともに、拒絶ということもありうるのである。

まず、「歴史における評価」とは、人文学や社会科学の成果が、異なる時代や異なる文化といった「他者」との「対話」を通じた「普遍性」の獲得というプロセスの下、歴史における「選択」の過程において行われる「評価」を意味している。ここで「対話」が成立するとは、現実の社会や生きた歴史の場における人文学者や社会科学者の「人間」、「社会」、「文明」あるいは「世界」といったものについての「理解」が、「他者」の「理解」との間で、「根源」において「通底」していることを意味している。また、「根源」において「通底」しているとは、論理や検証を通じて「一致」するとか、判断を通じて「同一化」するという意味ではなく、両者の間に「ずれ」や「ゆれ」を含んだ緩やかな関係性が結ばれていることを意味している。

結局、これは、いわゆる「古典」として位置付けられうるか否かといった意味での「評価」である。「古典」とは、「他者」がそこから様々な「枠組み」を取り出すことのできる源泉なのであり、それは文明社会の「教養」を形成することとなるのである。

次に、「社会における評価」とは、同時代の「読者層」（ジャーナリズムを含む）から示される「評価」と、「実務家」から示される「評価」から成る。

前者は、同時代における「読者層」との「対話」のプロセスの中で、示される「評価」を意味している。短期的な「評判」で終わる場合もあれば、同時代の思想や文化的な潮流に影響を与えるジャーナリズムなどの「時評」の場合もある。また、新書等のベストセラーのような「読者層」による「静かなブーム」といった形での「評価」もありうる。

また、後者は、「実務家」が必要としている専門分野の知識を求めている場合が多い。これは、アカデミズムによる「評価」とその性格が類似している場合もある。社会科学の多く分野では、「実務家」による「評価」は無視できないものである。

最後に、「アカデミズムによる評価」とは、学術水準の向上等を通じて学問の発展を促すことを目的として、研究プロセスの適切性、研究成果の独創性等の観点から、主として専門家相互間で行われる研究の検証システムである。即ち、研究システムの一部としての「研究評価」であり、施策の直接の対象となりうるような「評価」である。「アカデミズムによる評価」については、項を改めて、学術誌の「査読」の問題、そして定性的評価についての課題を検討したい。

(2) 学術誌の「査読」の限界

学術誌の「査読」は「アカデミズムによる評価」の評価軸の一つであるが、これに過度に依存することには、学問の発展の観点から問題がある。

例えば、学術誌の「査読」という評価システムに親和的と言われることの多い経済学の場合を考えてみたい。

まず、経済学の歴史を振り返ると、おそらく20世紀の中頃までは、研究成果の発信は「書籍（単著）」により行われていた。いわゆる査読付きの「学術誌」への発表が中心となるのは、20世紀の後半であろう。かつての大経済学者、あるいは大経済学者たらしめる学者は、「経済学原理」とか、「経済原論」といった大きな著作を世に問うという形で、研究成果を発表していくことが基本的な姿勢であった。ところが、20世紀の半ば頃から、新しい学説の提唱に当たっては、大きな著作を執筆するのではなく、専門の学術誌に論文を発表するようになったのである。

次に、著名な経済学者へのアンケート調査によると、大経済学者であっても、何度も「学術誌」への論文掲載を断られるという経験をしていることが明らかとなっている。例えば、サミュエルソンの古典的な論文が有力な学術誌で掲載を拒否されたり、今年度のノーベル経済学賞の受賞者であるクルーグマンも投稿した論文のうち6割が不採択になっているという。多くの「大経済学者」が学術誌の査読には課題があると考えていると結論を導いている。

さらに、我が国を代表する経済学者である森嶋通夫も、生前、研究成果の発表について、「私は研究成果を雑誌論文ではなく、単行本のかたちで公開するのを常としています。現在の専門雑誌は細かい技巧を重視しすぎており、重要な発想は無視されがちである。技術的な論文なら、どんな些細なものでも、採用される機会がより大きいことは確かである。」と述べており、学術誌の査読に対して批判的であった。

これら学術誌による評価の限界の背景には、レフェリーが概して保守的であるという傾向があるようである。現在の学界の主流派の考え方にに基づき、それをさらに一步前進させるような論文についての判断力は正しく、信頼ができる。しかし、現在の学界の常識を覆すような論文についての評価は慎重でありすぎ、しばしば誤った判断をすることがあるようである。

つまり、科学論的に言えば、「通常科学」（ノーマル・サイエンス）的な論文の評価に関しては現行の学術雑誌のレフェリー制度はかなり適切に機能している。問題は、既存のパラダイムを変革するような革新的な論文に遭遇したときに、学術誌の「査読」というシステムが上手く機能し得るのかどうかなのである。

(3) 定性的な評価の重要性

人文学及び社会科学の評価について定性的な評価が重要である。これは、先に述べたとおり、人文学及び社会科学における「歴史における評価」や「社会における評価」の意義、そして、学術誌の「査読」システムに過度に依存することの問題から、半ば必然的に導き出される結論である。

問題は、「評価システム」と「評価指標」の開発である。「評価」が求められる昨今の世相

にあつて、ある程度確立された「評価システム」と「評価指標」とを持つ自然科学の評価方法が、人文学及び社会科学の「評価」にそのまま導入された場合には、人文学及び社会科学の発展に問題が生じる可能性がある。

おそらく、このような問題を回避するためには、定性的な評価の重要性を確認するとともに、現在、ある程度その役割を果たしている「書籍」という形での成果発信の方法を積極的にとらえることが必要と考えられる。即ち、人文学や社会科学の場合、「書籍」という形での研究成果の発信が、このような学術誌の「査読」システムの弊害を回避するための重要な研究成果の発信方法となっているのではないだろうか。もちろん、「書籍」の刊行には、「査読」システムが内在されていない。ある意味では、出版社の編集者の勘、即ち、大体のレビューを聞いて、この研究者はなかなかの知識人ではないか、といったもので動いている部分があるのは事実である。しかし、先に述べたように、人文学や社会科学の「評価」は、自然科学のように「アカデミズムによる評価」が「社会における評価」や「歴史における評価」に優越するとは必ずしも言えない。評価軸が多元であることから、評価方法を複合的に用意しておくことが重要なのである。このように、「社会における評価」や「歴史における評価」にさらされるという意味で、「書籍」の意義を重く受け止めることが必要であろう。人文学や社会科学の場合には、「学術誌」の「査読」という「アカデミズムによる評価」、「書籍」による（アカデミズムの評価も含めた）「社会における評価」のバランスを確保することが重要と考える。

第三章 人文学及び社会科学の役割・機能

施策の方向性を検討するに当たっては、学問的特性とともに、役割・機能について検討を加えておくことが必要である。この章では、人文学及び社会科学の役割・機能を、学術的な役割・機能の観点と、社会的な役割・機能の観点に分けて検討を加えることとしたい。

ここで重要なことは、人文学にせよ、社会科学にせよ、学術的な役割・機能にとどまらず、社会的な役割・機能を併せ持っているということである。即ち、学術的な役割・機能として、ここでは、特に人文学については、「理論的統合」を、また、特に社会科学については、「実践の学」を挙げることとしているが、これらとともに、社会的な役割・機能として、「社会的貢献」、また、特に人文学については「『教養』」の形成、特に社会科学については「『市民』の育成」、「高度な『専門人』の育成」といったものを挙げているのである。

ここでは、人文学について、これを「理論的統合」、「社会的貢献」及び「『教養』」の形成という三つの役割・機能に立脚した学問として位置付け、これらの役割・機能のうち、どれか一つが欠けても人文学は成立しないという考え方を示している。同様のことは、程度の差はあれ、社会科学においても言いうることと考えられる。

第一節 学術的な役割・機能

(1) 理論的統合

人文学は、「精神的価値」、「歴史的時間」、「言語表現」及び「メタ知識」を研究対象とする立場から、諸学の基礎として、個別諸学の基礎付けを行うという役割・機能を有している。また、「『対話』を通じた『認識枠組み』の共有」という「共通性」としての「普遍性」の獲得への道程という研究方法上の特性は、個別諸学間の「対話」を通じた「普遍性」の獲得の可能性を導くという意味で、方法上、個別諸学の基礎付けとなりうると考えられる。

具体的には、①知識についての「メタ知識」の学という役割・機能、②個別諸学がそれぞれ前提としている諸「価値」の評価、及び③個別諸学の背後にある「人間」という存在そのものへの考察という役割・機能があると考えられるが、ここでは、専門分化してしまった個別諸学を俯瞰するという観点から、これらの役割・機能を合わせて「理論的統合」と名付けることとしたい。

①「メタ知識」の学

人文学には、「精神的価値」、「歴史的時間」、「言語表現」といった個別領域の知識に加え、自然科学や社会科学が研究対象とする諸知識、また技術的な知識も含め、知識に関する知識、即ち、論理や方法自体の研究、あるいは個別諸学が前提としている基礎的な概念の研究といった、いわゆる「メタ知識」を取り扱うという機能がある。

例えば、哲学は、本来あらゆる学問の基礎を考究する学問と言ってよい。「ナレッジ（知識）」が単なる「オピニオン（憶見）」ではなく、「サイエンス（真知）」でありうるための根拠を探求する学問であり、いわば諸学が「サイエンス（真知）」として成立する条件を探求

する、学問の根本に関わる学問であると言える。

そして、更に重要なことは、このような考え方を突き詰めたとき、あらゆる個別諸学の根底には哲学の営みが存在しているということである。即ち、個別諸学の根拠を考究していけば、どの分野であれ必ず哲学の問題にぶつかるのである。例えば、物理学であれば「物質」、「運動」、あるいは「1」という概念、医学であれば、「病」、「異常」という概念について考究すること、また、歴史学であれば、「現存していないもの、即ち不在のものについて科学的に探求する根拠は何か」といった問題について考究することは、まさに哲学と言いうるものである。

このような観点から、人文学は、個別の研究領域や研究主題を超えて、社会科学、自然科学及び技術に至るまで、個別諸学を基礎付け、もしくは連携させるための重要な位置を占めていると考えることができる。

なお、個別領域の知識が人間、社会又は文化等に対してどのような意味を持っているのかといった知識社会学的な問題関心もここに含めることも可能である。

② 諸「価値」の評価

人文学には、個別諸学がそれぞれ前提としている諸「価値」自体の評価を行う役割・機能がある。即ち、個別諸学は、ある「価値」を前提にして、その「価値」に基づいて当該個別諸学の適用可能範囲の中で「真偽」、「優劣」等を判断していくが、人文学、特に哲学の立場は、その「価値」自体が本当に正しいのかどうかの論議を行い、判断をしていくのである。

例えば、哲学は、我々が、普段これは当たり前のことだ、自明のことだと考えている「ものの考え方」とか、「価値」というものを揺るがしていく、あるいは疑ってかかるという性格の学問であり、常に「ものの考え方」のルール、土俵を絶えず更新していくような性格の学問なのである。

このような役割・機能を人文学が果たすため、「人文学者」は、様々な社会、様々な時代の考え方や価値観を学び、自己の価値観、自己が帰属する社会の価値観を相対化している。また、異文化の社会や過去の文明に、現代とは異なる価値観を発見し、学び、自己にフィードバックして自己の価値観、自己が帰属する社会の価値観を練り直しているのである。

③ 「人間」の研究

人文学には、個別諸学の諸知識の背後にある「人間」を高次の視点から俯瞰的に研究する「人間」研究を担う役割・機能がある。これは、主として文学研究や芸術研究などにおいて典型的に見られる。

例えば、「文学研究」とは、「研究者個人の精緻な読解力」、「イマジネーション」そして「人間そのものへの洞察力」を通じて重層的かつ派生的な複合体として存在するテキストから、新たな読みの可能性を引き出すことであり、当該テキストの内に、隠された文脈と世界のモデルとを発見し、それを限りなく更新していく知的な営みであって、これを一言で言えば、「人間の多様性の解明」と言いうるものである。

このような「人文学」における「人間」研究は、「人間」の一側面の研究を行う個別諸学における「人間」研究とは異なり、俯瞰的な視点に立ってはじめて成立するものである。

(2) 「実践」の学

① オピニオンの形成に対する影響

第二章で述べたとおり、社会科学は、社会構造やその変動のメカニズム等について「説明」と「理解」（「評価」を含む）とを行うものである。ただし、そのような「説明」と「理解」は、政治や経済に対する人々の見解の形成に一定の影響を与えるとともに、とりわけ、ジャーナリズムなどを通して歴史や社会の中で取捨選択が行われるのである。即ち、実践的なものを直接意図しないものでも、実践的帰結を伴うことがあるのである。このような意味で、社会科学に「実践」という役割・機能を認めることとしたい。

例えば、国際政治学の場合、「相互依存論」による国際政治の「理解」は、多国籍企業やNGO等の主権国家以外のアクターの存在を政府や人々に意識させたとともに、結果として政府や人々の行動にも影響を与えたと考えられる。また、先に述べたトックヴィルの「デモクラシー」の「理解」は、その後の欧米社会において「デモクラシー」を積極的な価値を持つものと認識させるとともに、政府や人々の行動にも影響を与えたと考えられる。

② 社会における「最先端」の課題への対応

社会科学の実践的な性格を踏まえると、社会科学における「最先端」の課題は、学問の中で生起するのみならず、社会の現実において生起するという見方ができる。そして、社会の現実において生起した「最先端」の課題に学問が対応していくケースが多いように思われる。これは、自然科学においては学問内の論理から「最先端」の課題が設定されるのに対して、社会科学においては研究対象としての社会の現実が「最先端」の課題であるということの意味する。

また、このことは、実験室で条件をコントロールできる自然科学の社会的役割が、自然現象の客観的な予測の提示やこれを踏まえた自然の制御であるのに対して、社会科学の社会的役割は、政策や社会の方向性の提示等、社会における選択肢の提示にあるということの意味している。これは、社会現象の予測や制御ができるのか、できないのかといった社会科学の「科学性」の問題ではなく、社会科学の実践的な性格故に生じる問題なのである。

第二節 社会的な役割・機能

(1) 社会的貢献

人文学及び社会科学の社会的な役割・機能として、「社会的貢献」を挙げることができる。

人文学については、「他者」との「対話」という学問的な特性から、①グローバル化の時代における「人間」や「文化」の文明史的な位置付けといった「多様性」と「普遍性」との架橋といった観点、②個別諸学の成果を一般市民に対して伝達するという個別諸学の専門性と市民的教養との架橋という観点からの社会的貢献が期待される。また、社会科学については、①政策や社会における課題の解決といった観点や、ここでは、項目を分けて記

載しているが、②高度な「専門人」の育成といった観点を挙げるができる。

①「人間」や「文化」等の文明史的な位置付け

人文学は、人間観、社会観、世界観といった「文明」を根底において構成している諸「価値」を基礎付ける役割・機能を有している。このため、人文学は、現代文明における諸状況の変化に対応した「人間」や「文化」その他の諸「価値」の変革、あるいは場合によっては、文明を先導するような形での諸「価値」の創造を担うことが期待されている。

特に、現在、情報技術やバイオテクノロジーといった科学技術の飛躍的な発展や、産業の発展に伴う生活スタイルの変化に伴う大量消費社会へと文明社会が展開していく中で、改めて現代文明を基礎付けている「人間」という価値そのものが問い直されている。

また、「画一性」の論理を軸とする「グローバル化」の潮流が、政治、経済、文化といった文明社会のあらゆる領域を覆いつつある中で、地域や社会集団等における「個性」及びそれら諸「個性」の共存状態としての「文化の多様性」の確保が大きな課題となっている。このような文明史的な課題に対して、「精神的価値」、「歴史的時間」及び「言語表現」というまさに文明の構成要素を研究対象とし、「他者」との「対話」を通じて「共通性」としての「普遍性」を獲得することを目指す人文学の果たす役割はきわめて大きい。

このような観点から、人文学は、異文化コミュニケーションの可能性の探索や、多文化が共存可能な社会システムの構築に向けた考究といった社会的な役割・機能を担うことが大いに期待されている。

②専門家と市民とのコミュニケーション支援

人文学は、専門家である大学等の研究者が創出した知識・技術を、様々な活動を行う一般市民が理解し活用できるよう、両者を架橋する役割・機能を担うことができると考えられる。意見が異なる人々が、一つの事柄について論理的に議論ができる、そのような場を設定してそれを促進していくという社会的な役割・機能を担っていると言える。

大学では、専門家共同体内での知識のための知識の競争という学術研究活動と、技術的な知識については、いわゆる産学連携というような形での研究成果の社会還元が行われているが、他方、市民は、一般にそれらの活動とは関係を持たないのが現状と言ってよい。

このような状況を前にして、人文学、特に哲学は、両者を架橋し、例えば、科学技術の社会への適用の場面において発生する市民と専門家とのコンフリクトの調整や、コンセンサスの形成といったコミュニケーションの問題に対して、一定の役割・機能を果たすことができると考えられる。哲学は、諸学を基礎付けるという性格と同時に、「教養」という意味での一種のアマチュア性という性格を有している。このような二義的な性格を有している哲学は、専門家と市民との間のコミュニケーション支援を行いうる可能性を有しているのである。

③政策や社会における課題の解決

人文学や社会科学の社会的貢献としては、地球環境問題や貧困問題などのグローバルな課題や、少子・高齢化問題など日本が直面する課題などについて、批判を含めた多様な知見を社会に提供するという役割・機能がある。多様な視点の提供に当たっては、学術的な知見の

提供を通じた行政や医療、教育といった公益的な活動を支援するとともに、政策形成に直接的に寄与する観点に立った知見の提供という側面もある。

例えば、哲学や倫理学であれば、再生医療や終末期医療等のいわゆる生命倫理の問題に対して、「価値」や「倫理」の観点からどのような考え方を提示できるのかといった試みを通じて、政策の形成や社会における価値観の形成に、一定の役割・機能を果たすことができると考えられる。また、社会学や社会心理学であれば、地域社会の在り方や少年の逸脱行動などの問題に対して、一定の役割・機能を果たすことができると考えられる。

(2) 「教養」の形成

主に人文学の役割・機能として、「教養」の形成を挙げることができる。もちろん「教養」の形成は、学問全体として担う役割・機能でもあるが、ここでは学問の基礎的知識の問題ではなく、「人間」とか「価値」といった個別諸学では必ずしも扱うことの困難な問題を取り扱うという観点から、人文学を「教養」の形成に当たっての不可欠の部分として、考えることとする。

なお、いわゆる学問の基礎的知識としての「教養」と言う場合には、人文学的な教養のみならず、社会科学的な教養や自然科学的な教養も成立しうると考えている。

①文化や社会の「共通規範」としての「教養」

「教養」とは、世代間の「対話」及び共時的な「対話」という観点から、異なる価値観を有する人々をつなぐある種の「対話」のための基盤、即ち文化や社会の「共通規範」と言うことができる。そして、このような社会的な機能を有している「教養」の充実のためには、教養知と最先端研究の結合という観点から、「共通規範」となり得る「古典」の研究への集中的な知の投資が求められる。「古典」こそが「共通規範」の典型であり、人文学を通じた「古典」に対する理解の共有が「対話」を通じた文化集団の形成を促すことにつながるのである。

言うまでもなく、歴史的にも、「世界」や「人間」について考察するための教養や理念といったものは、「古典」を読み、これを理解することを通じて修得できるという考え方が、例えば西洋や中国において受け継がれてきたと考えられる。現代においても、高等教育や生涯学習の場面において、古今東西の「古典」を読むことが推奨されることが多いが、このことは、歴史的な経緯に鑑みれば、容易に理解できる。

②「教養」の文化的多様性

文化や社会の「共通規範」としての「教養」の具体的な現れ方は、それぞれの地域、時代に固有であって、歴史的には多様な「教養」が存在してきた。これは「共通規範」としての「古典」が、当該「古典」を生んだ文化集団の「固有性」を背景としているからである。しかし、「古典」が特定の地域、特定の時代における文化集団の構成員にとって「共通」の「規範」となりえたことから理解できるように、「共通性」という意味での「普遍性」を獲得した「古典」は、更にそれぞれの「古典」間で、「共通性」を獲得できる可能性を十分に有していると推測できる。むしろ、実際の歴史のプロセスの中で、そのような「教養」におけ

る文化的多様性が生き残ってきたことを十分に考慮し、多様性を多様性として尊重すべき立場を採ることこそが要請される。

例えば、西洋におけるリベラル・アーツが、西洋の学問研究、学問教育の基礎をなしてきたことは言うまでもない。また、中国では四書五経の読解が世界や人間を考えるための教養や理念を提供したものであるとすることができる。さらに、これらリベラル・アーツや四書五経は、それぞれの文化圏において、物事を考える上での思考のパターンや学術上の概念の使用方法といった方法的な基礎を与えるものでもあり、これらが、法律学や医学といった専門の学問を学ぶ上での前提にもなっていた。

おそらく、我々は、歴史的に形成されたきた諸「教養」を十分に継承しつつ、諸「教養」間の「対話」により「共通規範」を練り上げたり、「価値」についての判断力を磨いていく永遠の努力を行うこととなる。

③ 諸「価値」についての判断力としての「教養」

「共通規範」としての「教養」が「文化や社会のレベル」における「教養」とすれば、「普遍性」のレベルにおける「教養」とは、文化や社会のレベルにおける諸「教養」の間の「対話」を通じたより普遍的な「共通規範」の練り上げを含めた、様々な諸「価値」についての判断力と考えることができる。

例えば、「哲学」を考えた場合、幅広い視野と深い考察とを通じて様々な諸「価値」の間の評価、判断を行っていくことが「教養」としての「哲学」の役割・機能とすることができる。具体的には、様々な諸「価値」について、「なくてはならないもの」、「あってもよいが、なくてもよいもの」、「端的になくてもよいもの」、「あってはならないもの」といった高次の基準を設定して判断をなすことなどが考えられる。

また、「歴史学」を考えた場合、中国史とか西洋史といった枠組みを超えて「世界史」という立場を設定するなど、文化や社会のレベルにおける枠組みをより高次の枠組みの中で位置づけるという思考などが考えられる。

(3) 「市民」の育成

明示的であるにせよ、黙示的であるにせよ、社会科学には「市民」の育成という役割・機能がある。それは、「市民」における「ポリシー・リテラシー」の涵養に向けての取組と言い換えることができる。

「市民」の政治参加、社会参加といったことを考えた場合、例えば、国や地方の統治機構の仕組みや、主要国の政治、経済、社会、歴史等についての基礎的な理解を前提とした意思決定のための判断力、即ち「ポリシー・リテラシー」が必要である。「ポリシー・リテラシー」の涵養のためには、政治学、経済学、法学といった社会科学、国際関係論や地域研究などの総合的な学問の成果の活用が大いに期待される。

ここでは、「ポリシー・リテラシー」の涵養に当たっての留意しておくべき事項を二点述べておきたい。

第一に、社会は、問題設定や目的が一義的に与えられているものではなく、問題設定や目的の自体をめぐって試行錯誤が繰り返されているような世界であることに留意が必要である。

このため、「ポリシー・リテラシー」の涵養とは、客観的な知識を獲得し、それをテクニカルに適用すればよいというものではないのである。「事実」のレベルよりも高次の「価値」のレベルにおける意思決定のための判断力の養成なのである。

第二に、社会科学の場合は、「知」は学問の側のみにあるのではなく、社会の中にあることを踏まえておく必要がある。具体的な問題の解決や、その前提となる合意形成の過程では、社会の実務知が意味を有することが多い。したがって、必要な全てが学問の中にあるということではない。

(4) 高度な「専門人」の育成

人文学及び社会科学には、高度な「専門人」を育成するという役割・機能がある。法曹、ジャーナリスト、政策担当者、経営の専門家、カウンセラー等々、社会において高度な専門性を前提に活躍する人材の育成が、社会的に重要な役割・機能として期待されているのである。

ここでは、高度な「専門人」の育成という役割・機能について、研究の面への影響を含め、いくつかの指摘を行っておきたい。

①「実学」の意味－基礎研究の成果のインテグレーション－

「実学」は、基礎研究の成果をインテグレートしたものであるべきである。即ち、基礎研究のバックアップなしには、よい「実学」もないし、よい「実務」もない。「深く、広く、遠くから」眺めるといふ多様な視点を持つことが重要である。

例えば、実定法学では、他の法律との関係、社会との関係、縦、横からいろいろと眺めてみるということ、視点の多様化が必要である。特に日本では、歴史的、比較法的、社会学的研究が必要とされ、それ自身として盛んに行われている。

このような意味で、「しっかりと実学を教育すること」と「すぐに役に立つ実務知識を教えること」との間には大きな差があることを認識することが重要である。「実学」とは、現実に根ざした学問、現実と深く関わろうとする学問であり、社会における大学の存在意義は、このような意味での「実学」を教育、研究面から担うということにある。大学が、単純な実務知識の切り売り機関となっていはいけない。

また、このこととの関連で、既存の多くの専門職大学院における研究機能の強化が不可欠と考えられる。さもないと長期的には大学院として立ち枯れてしまう危険がある。また、②でも述べるとおり、専門職大学院では、単なる実務的な知識や資格試験のノウハウの伝授ということではなく、しっかりと「教養」を身につけさせることを通じて、「教養」あるプロフェッショナルを育成していくということも求められる。

②人文的な素養

社会における具体的な課題を解決するためには、高度な専門性の前提として諸価値についての判断力といった人文的な素養（「教養」）が必要となる。このため、高度な専門人の育成に当たっては、人文的な素養の涵養という視点が求められる。一般に社会は、問題設定や目的が一義的に与えられるものではなく、問題設定や目的自体をめぐって試行錯誤が繰り返さ

れているような世界である。したがって、ここで涵養される「高度な専門性」は、客観的な知識を獲得し、それをテクニカルに適用すればよいというものではなく、人文的な素養を背景としていなければならないことに留意しておく必要がある。

まず、価値の間のバランス感覚の涵養が必要である。例えば、法曹や政策担当者であれば、社会に存在する多種多様な価値観の間のバランスの確保、一種の調停とでもいうべき役割を果たすことが期待される。特に、「判決」とか「立法」というような行為は、一つの価値観からの判断だけでは済まないことは言うまでもない。また、心理的葛藤の解決に果たすカウンセラーなどの役割も同様であろう。

次に、説得する力の涵養である。紛争解決や企業経営のためには、様々な関係者を説得することが必要である。社会における具体的な課題の解決のためには、「説得性」の確保という観点が必要であり、このような能力は、第二章において人文学の特性として指摘したように、諸価値の間の「対話」といった人文的な素養によって支えられるものと言ってよいであろう。

③研究における総合性と高度な「専門人」の育成

社会において活躍する高度な「専門人」には、個別の専門知に加え、総合知が必要である。このため、教育における人文的な素養の必要性の前提として、研究における総合性を担保しておく必要がある。

例えば、法律家の養成という教育活動は、法学者の仕事の非常に重要な部分となっている。判事、検事、弁護士と言った狭義のロイヤーのみならず、政策担当者や紛争解決に関与する人材の育成という観点に立つて場合、法学そのものに幅広い学問的な視野が養成されることは言うまでもない。このような観点から、法学における教科書の執筆とは、個別の研究とは別に、「体系をつくる研究」の営みであると言ってよいであろう。我妻栄の言葉に、「要するに学者というのは、自分は深い井戸をいくつか掘るけれども、しかし、よその泉から、あるいはよその井戸から流れてくるものを貯めておくのも必要である」とある。このように、「体系を作る研究」としての教科書の執筆とは、自分の研究成果だけではなく、他人の研究成果を上手く使いながら体系をつくるということを意味している。

第四章 人文学及び社会科学の振興の方向性

前章までに指摘した人文学及び社会科学が直面する課題、学問的特性やその役割・機能を踏まえ、今後の人文学及び社会科学の振興の方向性として、以下の六つの方向性を指摘したい。行政や大学等にあっては、これらの方向性の上に立って、様々な施策を実施していくことが期待される。

第一節 「対話型」共同研究の推進

第二章で指摘したとおり、「他者」との「対話」という人文学及び社会科学の研究方法上の特性の観点から、人文学及び社会科学における「共同研究」を位置付けた上で、その推進方策の方向性を提起したい。

(1) 国際共同研究の推進

①基本的な考え方（「学問の対話」と「文化の対話」）

「研究の細分化」に関する課題を克服し、人文学及び社会科学の飛躍的な展開を促進するためには、異なる歴史、文化的背景を持った諸外国の学問との「対話」、即ち、国際共同研究を積極的に推進すること必要である。また、国際共同研究を通じた日本の「学者」の活躍は、「学問の対話」という性格に加え、「文化の対話」という性格も帯びており、歴史的、文化的な意義をも有していると言ってよい。このように、学問は歴史的、社会的、文化的な存在でもあり、知的に高い水準での「文化の対話」を保証する装置としても機能している。

国際共同研究の推進のための施策の立案に当たっては、「学問の対話」という観点とともに、「文化の対話」という観点を視野に入れ、人文学及び社会科学に対する「社会からの支持」を獲得するという発想に立つことも必要である。

②「対話」としての「日本研究」の推進

学問の「対話」という学術的な観点と、文化の「対話」という社会的、歴史的な観点に立って、人文学及び社会科学の国際共同研究の推進方策を考えると、「日本研究」という研究領域が、ある種特別の存在であることに気付かされる。即ち、第二章で指摘したとおり、歴史や文化に拘束された存在としての日本の人文学者や社会学者にとって、「日本研究」とは、自らが自らを研究することを意味しており、そこにはある種の「限界」が立ち現れてくるのである。「日本研究」とは、日本の人文学や社会科学のいわば「特異点」とでも言うべき位置にあると考えられる。そして、このように、自らが自らを研究することの「限界」についての認識を踏まえたとき、その「限界」を乗り越えるための方策として、「日本研究」において国際共同研究という研究スタイルが重要な意味を持つと考えることができる。即ち、自らが自らを認識するためには、「他者」を「鏡」として自らを映してみるという行為が必要なのである。

そして、これらの行為が、学術的な意味とともに、文化的な意味、即ち、日本人が日本を知るための行為という意味を持ちうることは言うまでもない。したがって、ここでは、「日

本研究」を推進するための施策の方向性として、以下の三点を指摘しておきたい。

まず、第三章の役割・機能において指摘したとおり、「グローバル化」の潮流の中で、地域や社会集団の「個性」や、それら諸「個性」の共存状態としての「文化の多様性」の確保、即ち根拠付けに果たす人文学及び社会科学の役割・機能への期待は大きい。「日本研究」の国際共同研究を通じて、このような役割・機能を日本の人文学者及び社会学者が果たされるものと考えられる。

次に、「日本研究」を通じた人文学者及び社会科学の国際学術交流が、日本と諸外国との国際文化交流そのものであり、このことが他の研究分野にはない意義を有しているということの重要性を、施策の企画・立案に当たって踏まえるべきことを指摘したい。即ち、「日本研究」を諸外国から見た場合、「日本研究」とはまさに「日本理解」であり、「日本研究者」とはまさに「日本理解者」であるということの意味の重要性である。そして、「日本研究」を通じた国際共同研究の推進とは、要は「日本理解者」の獲得を意味しているのである。このような「日本」をトータルに、しかも一定の専門性を持って理解する「日本理解者」を自国の外に獲得することは、国際社会の中で我が国が諸外国と関係を構築していく上で極めて有意義であることは言うまでもないことである。

しかし、残念ながら、近年、諸外国において研究分野としての「日本研究」の地盤沈下が著しい。例えば、「日本研究所」が「東アジア研究所」に改組されたり、「日本研究」が「アジア研究」の一部という位置付けになってしまっているようなことも聞く。このような現状を踏まえ、諸外国の「日本研究者」を育成し、彼らに「日本研究」の機会を確保する観点から、「日本」において研究を進めることのできる拠点の一層の充実を図り、国際共同研究を通じた「日本研究」を推進することが必要である。

最後に、具体的な取組として、「日本研究」の一環として、海外の美術館、博物館等で手付かずのまま保管されている日本由来の美術品、古書等の文化資源に対する研究を行うことも考えられる。例えば、大英博物館やボストン美術館等には有数の和古書が保管されている。これらの文化資源を研究対象として、内外の研究者が共同研究を行うなどの取組みを進めることは、日本的な人文学知への関心を喚起するという意味や「日本研究」の推進という研究としての意味に加え、文化発信や諸外国の日本研究者の育成にもつながり、様々な側面から見て、総合的に有意義な取組みとすることができる。

(2) 異質な分野との「対話」としての共同研究の推進

「研究の細分化」に関する課題を克服し、人文学及び社会科学の飛躍的な展開を促進するためには、異質な分野との「対話」、即ち、異質な分野の学者との共同研究を積極的に推進すること必要である。異質な分野との「対話」としての共同研究とは、「他者」との「対話」による「普遍性」の獲得のプロセスそのものであり、その推進は人文学及び社会科学の学問的特性を最も忠実に反映したものであると見てよい。

ここでは、異質な分野との「対話」としての共同研究を推進するための施策の設計に当たり、行政が踏まえておくべき観点を二点指摘しておきたい。

第一に、共同研究の相手方、即ち「対話」の相手方は、明確に「異質」でなければならない。例えば、歴史学者が、新しい視点から通史を書くといった場合に、新しい視点を獲得す

るには歴史学そのものに深く沈潜することに加え、環境科学や生態学といった異質な分野との「対話」が有益と考えられる。また、哲学者が、「存在とは何か」といった問題に対して新しい視角から根拠付けを行うといった場合には、量子力学や宇宙論といった異質な分野との「対話」が不可欠と考えられる。

第二に、原理・原則や方法論といった学問の存立基盤に関わるレベルでの「対話」でなければならない。例えば、経済学における限界革命や、政治学や社会学における行動科学的アプローチの導入といった過去の事例を振り返るとき、そこでは、それぞれ経済学と数理科学の「対話」、政治学や社会学と心理学との「対話」が行われた結果、学問の飛躍的な展開が図られた言いうるであろう。また、「構造主義」に影響を受けた人文系諸学の登場というケースでは、それら人文系諸学と言語学や文化人類学との「対話」が先立って存在していたと言えることもできる。

このように、異質な分野との「対話」としての共同研究には、原理・原則や方法論といった学問の存立基盤に関わるレベルでの相互作用を通じて、学問の根源的な変革や飛躍的な展開を促す契機が内包されていると考えられるのである。

以上を踏まえ、異質な分野との「対話」という観点から共同研究を推進することにより、そこに内包された学問の飛躍的な展開への契機を刺激する可能性があると考えられる。もちろん学問の飛躍的な展開を学問外の人為的な力で起こすことは容易ではないが、このような観点を視野に入れ、明確に意識した上で共同研究の推進の施策を立案することにより、人類の知的資産を増やすことが期待できる研究成果の創出が期待できるものと考えられる。

第二節 「政策や社会の要請に応える研究」の推進

(1) 人文学及び社会科学における「政策や社会の要請に応える研究」の推進

今日、政策や社会の要請に応える研究の重要性が高まっている。現在、自然科学分野の研究については、「学術研究」を支援するための施策とともに、「政策や社会の要請に応える研究」の推進施策の二つの施策体系の下で振興が図られている。しかし、人文学及び社会科学においては、「政策や社会の要請に応える研究」の推進施策は限定的にしか行われていないのが現状である。しかし、今後、日本や世界が直面する経済、社会的な課題を考えれば、人文学及び社会科学における政策や社会の要請に応える研究の重要性は疑いようもなく、これらを積極的に推進していくことが国の重要な課題となると考えられる。

ただし、「政策や社会の要請に応える研究」の推進に当たっては、研究プロセスの中で経験的な妥当性を一定の証拠に基づき立証していくことが要請され、このような意味で、実証的な研究方法が不可欠であることに留意が必要である。

その際、自然科学分野では、政策課題対応型の研究開発の推進に当たっては、国が中長期的観点から戦略的活重点的に支援する分野を定め、優先的に研究資金を配分する施策や、産学官による共同研究推進や人材育成の観点から研究拠点を儲け支援する施策を講じることが一般的であることから、人文学及び社会科学における「政策や社会の要請に応えるタイプの研究」の推進に当たっても、以下のような方策が有効と考えられる。

(2) 「国等が定める研究目標等の下で、優れた研究を競争的に審査、採択、実施するタイプの研究プログラム」の推進

国が政策や社会の要請を踏まえ取り組むべき課題を明らかにし、その解決に向けて、優先的、戦略的に支援すべき研究の目標、研究領域・プロジェクト等を設定し、その実施に当たっては、公募により具体的な研究課題を募り、競争的に研究資金を配分する。また、学際的、融合的取組みを促すような制度が望ましい。

このような観点から、文部科学省では、平成二十年度より「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学推進事業」を発足させ、近未来において我が国が直面する課題について、実証的な研究方法により課題解決を志向した研究を、大学等に対する公募により実施している。今後、日本が直面する経済、社会的な課題の大きさを踏まえ、日本の社会科学者の学識を積極的に活用することが必要であることから、研究領域の拡大などを通じた事業の積極的な展開を図ることが重要である。

① 取り組むべき政策的、社会的課題について

今日、人文学及び社会科学の知見を活用して取り組むことが期待されている政策的、社会的課題としては、以下のような地球環境問題や貧困問題などの近未来における全地球的な課題の解決や、少子・高齢化問題などの近未来において我が国が直面する課題が考えられる。

【近未来における全地球的な課題の例】

- ・ 貧困問題－経済成長で解決できるのか－
- ・ エネルギー問題－脱炭素化社会に向けての何ができるのか－
- ・ 人口問題－開発途上国の都市問題にどのように対応するか－
- ・ 環境保全と経済成長－持続可能な経済は実現可能か－
- ・ 価値観の異なる文明の共存－市場のメカニズムは価値観の相違を調整できるか－

【近未来において我が国が直面する課題の例】

- ・ 少子・高齢化を前提とした我が国社会の在り方
- ・ 生活の質の向上－ワークライフバランス－
- ・ 東アジアの環境問題の具体的解決－中国の環境問題への解決枠組みの構築－
- ・ 我が国経済の成長制約条件の解明と打破
 - －労働力人口の減少への対応としての技術革新への環境整備－
- ・ 科学技術の成果を社会に適用する場合の倫理や合意形成等の問題

② 審査体制等

課題審査、研究進捗管理に当たっては、学際的・融合的取組みによる政策的・社会的課題の解決という施策の目標が十分に達成されるよう、例えば、当該社会的課題に関係する社会の多様な関与者の参加を得た審査方法や領域・プロジェクトマネジメントの構築を検討することが求められる。

③研究方法

「政策や社会の要請に応えるタイプの研究」の実施するに当たっては、個々の事例が抱える具体的な課題の解決を主たる関心とした研究となることから、社会調査や統計的な手法など実証的な方法による事実への接近の努力が不可欠であり、このような実証的な方法と研究者の見識や価値判断を通じた意味づけとの適切なバランスが確保された研究が行われることが重要である。

④研究成果の社会への発信や実装を行うための工夫

自然科学分野においては、産学官連携や技術移転など、研究成果を社会に発信、還元するというメカニズムと一体となって、振興のための諸制度が設計されている場合が多く、このような視点を取り入れることが重要である。

第三節 卓越した「学者」の養成

(1) 基本的な考え方（「学者」としての「専門家」の要請）

優れた「学者」の養成については、第一章において指摘した、我が国の人文学及び社会科学が抱えている主な課題の克服という観点、そして、そのために身に付けるべき資質・能力の観点から検討を行うことが必要である。

まず、課題の克服という観点から卓越した「学者」と言いうるには、「研究水準」の確保ためには、独創的な研究成果を創出することが、「研究の細分化」の克服のためには、幅広い視野を前提とすることが、そして、「社会との関係」を考えると、社会や歴史、異なる分野との「対話」を行える資質の涵養が必要である。即ち、卓越した「学者」を養成するための施策の方向性としては、人類の知的資産を増やすことを目指し、社会や歴史との「対話」を行いうる幅広い視野を前提とした上で、独創的な研究成果を創出できる「人文学者」及び「社会学者」を養成していくための取組を進めていくことが必要なのである。ここで言う「人文学者」や「社会学者」とは、例えば、新しい視点から通史を書くことのできる歴史学者であったり、「存在とは何か」とか、「正義とは何か」といった本質的な問題に対して、新しい視角から根拠付けを行いうるような哲学者であったり、思想や歴史の大きな枠組みを視野に入れた政治学者、経済学者などを意味している。

次に、「学者」の資質・能力を検討したい。第二章の研究方法の特性でも指摘したとおり、人文学及び社会科学においては、実証的な研究とともに、その価値的前提を問うというレベルの研究があり、後者については、研究成果が個別的、一義的に決まるという性格のものではなく、「説得性」の確保を評価のメルクマールとせざるをえないような「対話」を通じた「枠組み」の共有へのプロセスが研究として意味をもつという性格のものであった。これらを加味すると、人文学及び社会科学を担う「学者」にとって必要な資質・能力としては、ディシプリンを成立させている専門分野固有のコード（「学」のコード）の修得に加え、価値の間の「バランス感覚」とか、専門分野固有のコードの根源にある「学問」のコードの修得が求められる。

このように、総合的な知を扱いうる卓越した「学者」を養成していくためには、次の二点の取り組みが考えられる。ただし、行政が取り組むべきものもあるが、アカデミズムや大学が自ら取り組むべきものもあることに留意が必要である。

(2) 幅広い視野を醸成するための基礎訓練期間の確保の必要性

第一は、幅広い視野を醸成するための基礎訓練期間の確保である。

このためには、まず、短期的な研究成果が性急に要請される研究環境の緩和が必要である。一般に、このような研究環境の下では、短期的な研究成果を創出しやすい研究テーマを選択しがちであり、長期的に取り組むべき大きなテーマの研究が行われにくくなることが危惧される。例えば、「西洋文明」や「中国文明」を基層からしっかりと理解するためには、ギリシア、ローマの古典や漢籍等を自由に読み込める能力の育成が必要であるが、このような能力の育成は短期間では困難である。この結果、西洋古典学や中国思想といった他の学問の基礎となる視点を提供するような学問を志す者が減少するのは、ある意味で自然のことである。

次に、若い時代に幅広く多様な学問を学ぶ機会を確保することが必要である。この場合、専門を決定する時期がある程度遅れることも視野に入れる必要がある。多様な学問を幅広く学ぶ機会を有することにより、幅広い知的基盤に立って研究テーマを設定することができる。異分野との「対話」の結果形成された幅広い知的基盤に立つことにより、当該研究テーマが有する重要性や解決可能性についての判断力がしっかりと培われた上で、研究に取り組むことができる。確かに、専門化の時期が早ければ、大学院生の段階で国際水準のジャーナルに掲載されるような論文を執筆できる場合もありうる。しかし、その後の研究の展開がはかばかしくないというケースも、時に見受けられるのである。

最後に、「原典」を重視した教育の重要性である。研究の原点としての「原典」が重要な役割を果たしている分野の場合には、何がその分野において本質的な問題であるのかを判断する能力を育成するためには、「原典」を重視した教育が行われることが必要である。

(3) 評価の確立

第二は、独創的な研究成果を創出した「学者」を評価するための「評価」の観点の確立である。

「評価」については、別途、「節」を設けるが、結局のところ、「学者」の養成のためには、適切に評価が行われる環境の整備が必要であることは当然のことである。むしろ問題なのは、「評価」の観点「学者」の養成にとって意味のある実質を備えているかということ、及び「評価」を実施するためのシステムが適切に構築されているかということにある。

前者については、専門分野固有のコードに従っているかという観点とともに、専門分野固有のコードの根源にある「学問」のコードに従っているかという観点かが重要である。また、短期的な成果を性急に求めるという姿勢からではなく、これまでに存在しない知を創造したり、新しい認識の枠組みを提示するといった人類の知的資産を増やす方向での研究成果に対する「評価」が行われることが重要である。また、そのような「評価」に見合ったキャリアパスを整備することも必要である。

後者については、まずは、幅広い視野に立った上で独創的な成果を創出し、人類の知的資産を増やすことに多大の実績を有する「知の巨人」と言えるような「学者」の見識への信頼を前提とした「評価」を実現できるシステムの構築という視点を持つことが重要である。これは、かつて学術審議会の建議において指摘された学術の発展に果たす「名伯楽」の存在の重要性という考え方と同様の考え方である。

そして、このような考え方を踏まえた上で、自然科学のような「査読論文」というシステムを導入すべきなのか、また「大学の紀要」という学内の評価システムを改善すべきなのか、それとも「書籍の刊行」といった学術成果の市場への流通を評価システムと考えるのか、これらのバランスの上に評価を行うのか、あるいはこれら以外の評価システムを別途構築するのか、アカデミズムや大学を中心に検討することが必要である。

第四節 研究体制、研究基盤の整備・充実

(1) 国公立大学等を通じた共同研究体制の推進

人文学及び社会科学の分野では、研究者は国立大学のみならず、私立大学等に数多く在籍しているなど、少数の研究者が多数の大学に散在していること、さらに、研究に必要な学術資料や学術データ等も国公立大学や博物館等に広く散在していることが特徴である。

自然科学の諸分野では、大型プロジェクトの総合的推進、先端研究施設の共同利用促進等の観点から、多数の共同研究拠点が整備されているが、人文学及び社会科学が置かれたこのような物理的条件と今日の状況等を踏まえれば、国立大学、公立大学、私立大学等を通じた共同研究の促進及び研究者ネットワークの構築、並びに学術資料等の共同利用促進等など、研究体制や研究基盤整備を抜本的に強化することが必要である。さらに、このような取組は、若手人材の養成、国際共同研究の観点からも有益である。

以上の趣旨を踏まえ、平成20年度から、人文学及び社会科学分野における共同研究拠点の整備を私立大学等にも拡大することを目的とした「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」（文部科学省事業）が開始されたところである。

今後とも、共同利用・共同研究の組織整備を強化する中で、研究者ネットワークの構築、学術資料等の共同利用促進等による私立大学等も含めた共同研究を一層促進し、人文学及び社会科学の新たな研究体制の構築を目指すことが重要である。

なお、国公立大学等を通じた共同研究拠点の整備に当たっては、研究者のネットワークを構築する観点からの取組と、学術資料等を中核とする研究拠点を確立する観点からの取組の両側面への配慮を行うことが必要である。その際、調査データや資料等の集積がある大学や、規模は小さくとも特色ある研究が実施されている大学等をハブ機関とするなど、多様な視点から研究の拠点を育成していくという視点が重要である。

(2) 実証的な研究方法を用いる研究に対する支援

第二章において指摘した実証的な研究方法を用いる研究については、研究基盤の整備が必要である。これまで、往々にして、人文学及び社会科学の研究には多額の研究費や一定規模の施設、設備は必要ないという言説が流布していた。このような誤解があったが故に、実証

的な研究方法を用いた人文学及び社会科学の研究に対する支援に対する社会的な認知、場合によっては学内的な認知さえ十分ではなかったと考えられる。

しかし、新しい研究方法の導入は、学問に革新的な展開をもたらし、斬新な知見を獲得させる契機となる場合が多い。もちろん、多額の研究費や一定規模の施設、設備を必要としない研究もあるが、新しい研究方法の導入や、共同研究等の活性化を通じた研究規模の拡大など、人文学及び社会科学においても、多額の研究費や一定規模の施設、設備を必要とする研究が展開しているのである。また、実験経済学など、今後、一層の展開も予想されるという状況にある。

このような状況を踏まえ、ここでは、人文学及び社会科学においても、フィールドワークを中心とした研究、コンピュータシミュレーションを用いた研究、実験的な手法を導入した研究といった実証的な研究方法を用いた人文学及び社会科学の研究を支援していくことを提言したい。

第五節 成果の発信

ここでは、「他者」との「対話」という観点から、成果の発信について、2つの視点を提起したい。

まず、社会との「対話」という観点から、成果を受容する「読者」を社会において獲得するという視点である。また、このような視点の延長として、大学等における教養教育の充実が、未来の「読者」の涵養に資するという視点が生まれる。

次に、海外に向けた成果の発信という視点である。学術的にも、歴史や文化の面でも異質な文脈の下で（反論も含めた）理解と関心を獲得することの意味は大きい。

このように、「他者」との「対話」の機会を拡げていくという視点に立った取組みがなされれば、成果の発信の量が増えるということにとどまらず、人文学及び社会科学の質を高めるという意味での振興につながると考えられる。

（1）成果を受容する「読者」の獲得

まず、研究成果としての著作物や翻訳作品等を受容する「読者」を社会において獲得するための取組みについてである。

ここで、「読者」とは、思想や歴史、文学作品といった諸「古典」の「読者」や、人間や社会を取り巻く諸問題を題材にした新書などの「読者」といった、いわゆる社会における「教養層」とでも言いうる一群の人々が想定される。

これらの「読者」を獲得するためには、「教養」の社会的拡がりの確保が必要であり、また、「教養」の社会的拡がり、学術論文とは別に著作物や翻訳作品等の刊行を通じた「学者」自身の社会との「対話」の努力と、メディア関係者の理解と協力を得ることにより実現されていくものと考えられる。

また、大学等において、「他者」との「対話」という観点から国際的な通用性を持ちうるような「教養教育」が確立され、そのような「教養教育」を担う教員の講義や演習における学識と熱意が学生の人格や知的履歴の形成に与える影響によって、将来の「教養層」の厚みが決まると考えることもできる。もちろん「教養」の形成は、個人に属する事項であり、本

来は個人のモチベーションとアクティビティによって担われるべきものではある。しかし、それが単なる知識の習得ではなく、人格や知的履歴の形成につながるものであるとすれば、教員と学生との「対話」としての「教養教育」が果たす役割は、決して小さなものではない。

(2) 海外に向けた成果の発信

①海外への成果の発信

次に、海外における研究成果の発信のための取組みについてである。「他者」との「対話」という観点からは、異なる歴史や文化の文脈において、また、異なる学問分野の文脈において、研究成果が（反論も含め）受容されることが、学問として意味を持つことは言うまでもない。

海外発信の取組みも、一義的には、「学者」自身の努力によるところが大きいのであるが、日本語で執筆された著作物の中で、現在又は将来における「古典」となりうるような質の高いものを体系的に翻訳して、出版するといった取組みや、そのための体制整備や人材育成等について、今後の検討が必要である。

なお、研究成果の海外発信については、国際文化交流という観点から、即ち、文化のレベルでの「対話」という観点から考えることも重要である。

②使用言語の多様性

人文学及び社会科学が、研究主体、研究対象及び研究プロセスといった研究の各場面において、「歴史」や「文化」に拘束されていることを踏まえると、研究プロセスにおいて使用する言語は、「学者」と研究対象との関係で決定されることが原則となる。したがって、人文学及び社会科学においては、使用言語は「学者」と研究対象との関係で多元化するものと理解できる。

即ち、人文学及び社会科学の研究プロセスを、「学者」が体現している「歴史性」や「文化性」と研究対象の「歴史性」や「文化性」との間の「対話」ととらえた場合には、使用言語は母国語（日本語）又は研究対象が体現している「歴史性」、「文化性」を表現するのに相応しい言語となるのが自然である。

同時に、人文学及び社会科学が「他者」との「対話」を通じた通文化的な「普遍性」を獲得できる可能性を有するという観点から、英語等の国際的に通用性の高い言語を使用することは必須と考えざるを得ない。

第六節 研究評価の確立

(1) 基本的な考え方

「研究評価」とは、学術水準の向上等を通じて学問の発展を促すことを目的として、研究プロセスの適切性、研究成果の独創性等の観点から、主として専門家相互間で行われる研究の検証システムである。

従来、定量的な指標になじみにくいなどの理由から、人文学及び社会科学の「研究評価」は困難であるという見方が多かったように思えるが、ここでは、学術水準の向上を目指す観点から、人文学及び社会科学についても、その特性を踏まえた上で「研究評価」をシステムとして確立させることが必要であることを提起したい。そして、さらに、このような問題意識を踏まえ、人文学及び社会科学の特性を踏まえた適切な「研究評価」を考えるに当たって、いくつかの留意すべき事項を指摘しておきたい。

また、「研究評価」というテーマは、人文学及び社会科学の将来を左右するたいへん重要なテーマであり、今後、学術分科会の下で審議を深めていく必要がある。本委員会は、人文学及び社会科学の振興に関する総論的な審議を行ってきたため、大きな方向性を示したにとどまっている。今後の検討体制の充実を期待したい。

(2) 「総合性」の「評価」

第二章で述べたとおり、定性的な評価を担保するためのシステムが必要である。

このため、まず、人文学及び社会科学が人文的な素養を踏まえた幅広い視野を確立した上で、専門分野について独創的な成果を創出し、まさに人類の知的資産を増やすことに多大の実績を有しているいわゆる「知の巨人」とでも言いうるような「学者」の見識への信頼が必要であることを提起したい。

定性的な評価とは、結局、知の「総合性」の評価になると考えられる。したがって、「アカデミズムによる評価」であっても、特定の専門分野のコードの内部のみでの評価にとどまらず、外部の視点、即ち、歴史や社会に対する洞察を踏まえた評価になると考えられる。即ち、評価者には、「歴史における評価」や「社会における評価」といった多元的な評価軸の下での評価を行いうる「学者」の存在が、鍵になると考えられるのである。ただし、その際、どんなに優れた人間であっても独りの評価には限界があることから、複数の「知の巨人」による評価システムの形成が、「評価」の質とその多元性とを両立させながら、恣意性を排除するために必要である。

(3) 定性的評価の評価指標

次に、評価指標の設定については、定量的な評価指標を設定できるものは可能な限り設定しつつも、定性的な評価指標が評価の実質を担うべきであることを確認することが必要である。このような基本的な考え方を踏まえた上で、初めて「新規性」、「独創性」、「説得性」、「国際的通用性」、「検証可能性」等々の具体的な評価指標を設定し、例えば、人文学における「新規性」とは何を意味するのか等、その内実について検討していくことができると考えられる。特に、「対話」という観点に立って、「書籍」の刊行をどのように評価していくのか、「教育

的効果」をどのように評価していくのか、といった観点について、今後議論を深めていくことが必要と考えられる。